

高金利国際機関債ファンド(毎月決算型) 第73期分配金のお知らせ

平素は「高金利国際機関債ファンド(毎月決算型)」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは、第73期決算(2015年3月)を迎え、当期の分配金(1万口当たり、税引前、以下同様)を、前期の90円から70円に引き下げることに致しましたことをご報告申し上げます。

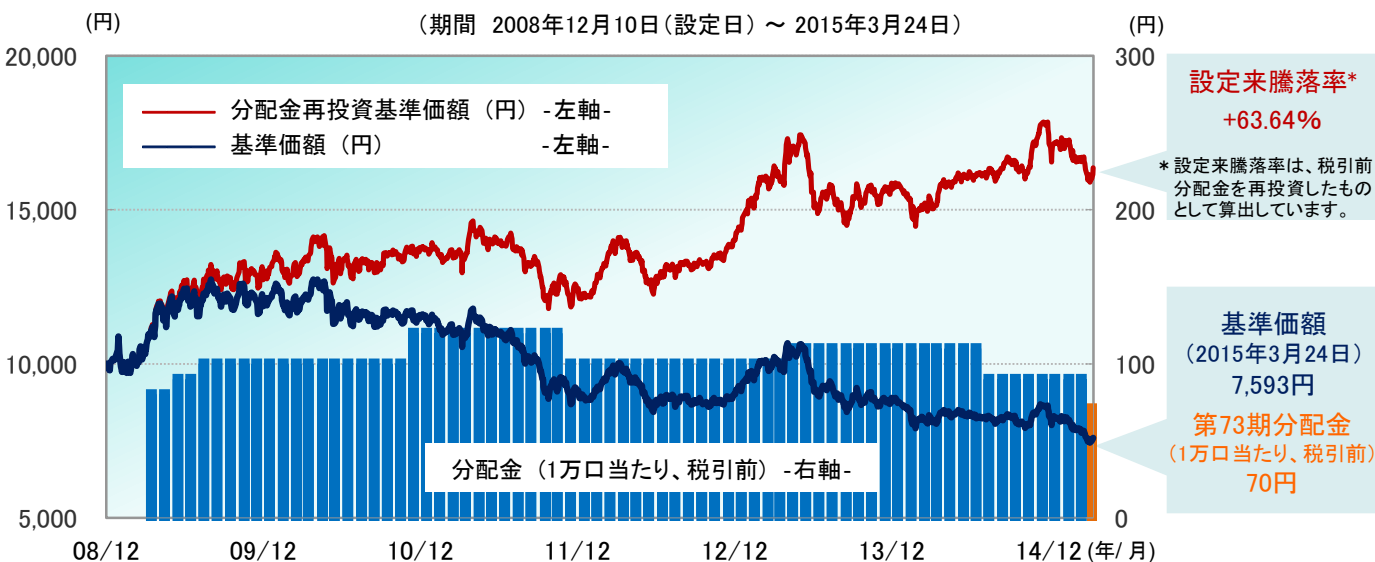
足元の投資環境面では、当ファンドの投資対象である世界の国際機関債の利回り水準も低下しています。当社では、市場動向やファンドの収益状況等を総合的に勘案し、分配金額を決定しました。引き続き、今後の信託財産の着実な成長を目指すことと致します。

なお、当ファンドの基準価額は、一時調整する局面もありましたが、設定来騰落率+63.64%(2015年3月24日現在、税引前分配金再投資ベース)と、堅調なパフォーマンスで推移しています。

今後の運用につきましては、従来同様の運用方針に基づき、世界の国際機関債等へ投資を行い、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行ってまいります。

引き続き、当ファンドをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【高金利国際機関債ファンド(毎月決算型)の基準価額及び分配金(1万口当たり、税引前)の推移】



※ 分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

【高金利国際機関債ファンド(毎月決算型)の分配金(1万口当たり、税引前)推移】

第1期～第2期 09年3月～09年4月 80円	第3期～第4期 09年5月～09年6月 90円	第5期～第20期 09年7月～10年10月 100円	第21期～第32期 10年11月～11年10月 120円
第33期～第49期 11年11月～13年3月 100円	第50期～第64期 13年4月～14年6月 110円	第65期～第72期 14年7月～15年2月 90円	第73期 15年3月 70円
設定来累計 7,520円			

※ 分配金額は、各決算期において、委託会社が収益配分方針に基づき決定しますので、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては分配金額の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

Q1：分配金を引き下げた理由は何ですか？

市場動向、基準価額及び利息収入(インカム収益)の水準などを総合的に勘案し、引き下げを行いました。

当ファンドは2008年12月10日に運用を開始し、その後、毎月分配を継続してまいりました。設定後は、収益分配方針に基づき分配金を数回にわたり変更した後、2014年7月の第65期決算以降は90円の収益分配金をお支払いしてまいりましたが、基準価額の変動要因のうち、安定的にプラス幅を積み上げている債券市場要因(インカム収益)部分を月次ベースでみると、最近1年間の水準は、設定来の平均に比べてやや低い状況が継続していました。これは主に、投資している債券の利回り水準が低下し、インカム収益が減少してきたことによるものです。

このような収益状況等を総合的に勘案し、今後も安定的な分配の継続と、信託財産の着実な成長を目指すため、第73期決算(2015年3月)の分配金を、前期の90円から70円へ引き下げることと致しました。

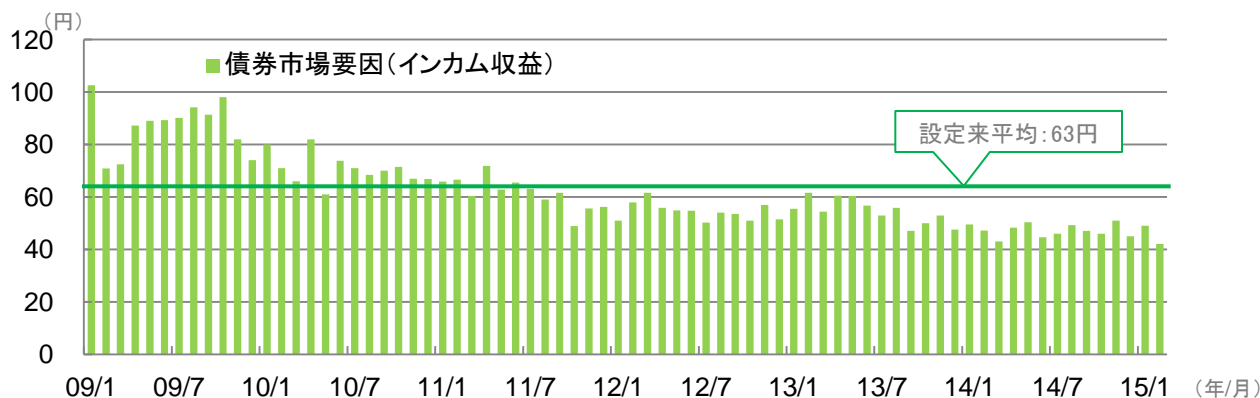
ただし、当ファンドの投資対象であるブラジルレアル、メキシコペソ、トルコリラ、南アフリカランド、オーストラリアドルの5通貨の金利は、依然として主要先進国通貨に比べ相対的に魅力的な水準にあると考えます。

なお、分配金は預貯金の利息と異なり投資信託の純資産から支払われますので、分配金(税引前)と分配落ち後基準価額の合計は分配金の額にかかわらず同額となります。

基準価額の変動要因(債券市場要因)

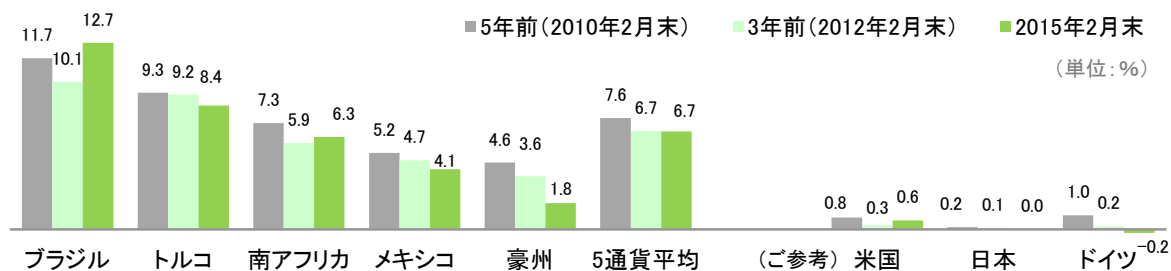
(期間 2009年1月26日～2015年2月24日)

<基準価額の変動要因(月次ベース)>



※債券市場要因(インカム収益)は月次ベース、1万円当たり、税引前。要因分析の結果は弊社で試算した概算値であり、基準価額変化の傾向を知る目安とお考え下さい。

(ご参考)各国の2年国債利回りの推移



*5通貨平均は、ブラジル、トルコ、南アフリカ、メキシコ、豪州の単純平均値。

出所: Bloomberg

Q2：運用状況について教えてください。

2015年3月24日現在の基準価額の設定来騰落率(税引前分配金再投資ベース)は、+63.64%です。

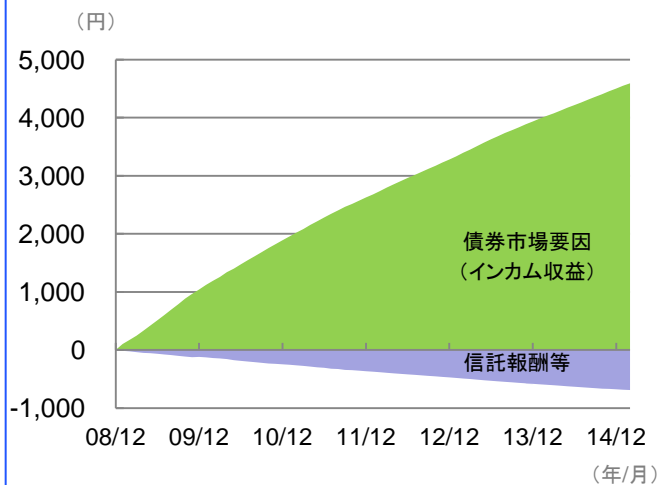
当ファンドのこれまでの基準価額の変動要因をみると、債券市場要因のインカム収益が安定的にプラス幅を積み上げています。ブラジルレアル、メキシコペソ、トルコリラ、南アフリカランド、オーストラリアドルの5通貨の国際機関債で堅実にインカム収益を獲得し、当ファンドのパフォーマンスを下支えしてきたことがわかります。

一方、為替市場要因は、度重なる欧州債務問題の影響から新興国通貨が下落した2011年から2012年にかけてプラス幅が大きく減少しましたが、その後の日銀による異次元金融緩和とそれに伴う円高修正により、プラスを維持しています。為替市場要因と債券市場要因(キャピタル収益)の基準価額に及ぼす影響は、債券市場要因(インカム収益)に比べると少なかったことがわかります。

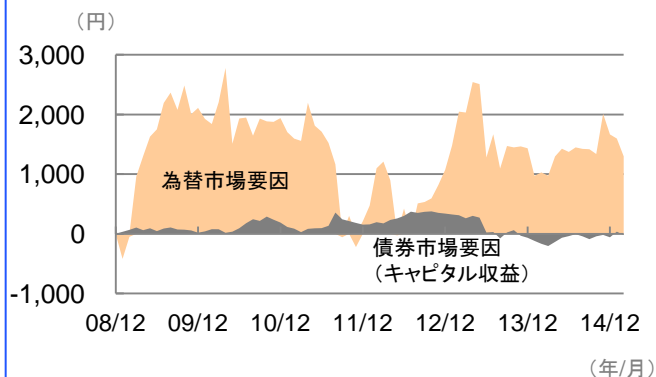
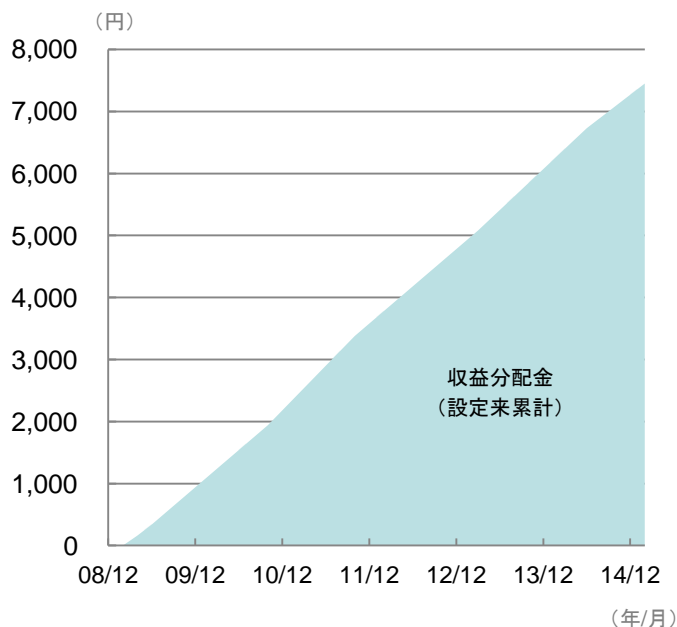
基準価額の変動要因

(期間 2008年12月10日(設定日)～2015年2月24日)

＜基準価額の変動要因(累積ベース)＞



＜収益分配金(設定来累計)の推移＞



※債券市場要因(インカム収益、キャピタル収益)、為替市場要因、信託報酬等は全て設定来累積ベース、1万口当たり、税引前。(他に、収益分配金や分配金再投資効果の要因があります)。要因分析の結果は弊社で試算した概算値であり、基準価額変化の傾向を知る目安とお考え下さい。

※収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

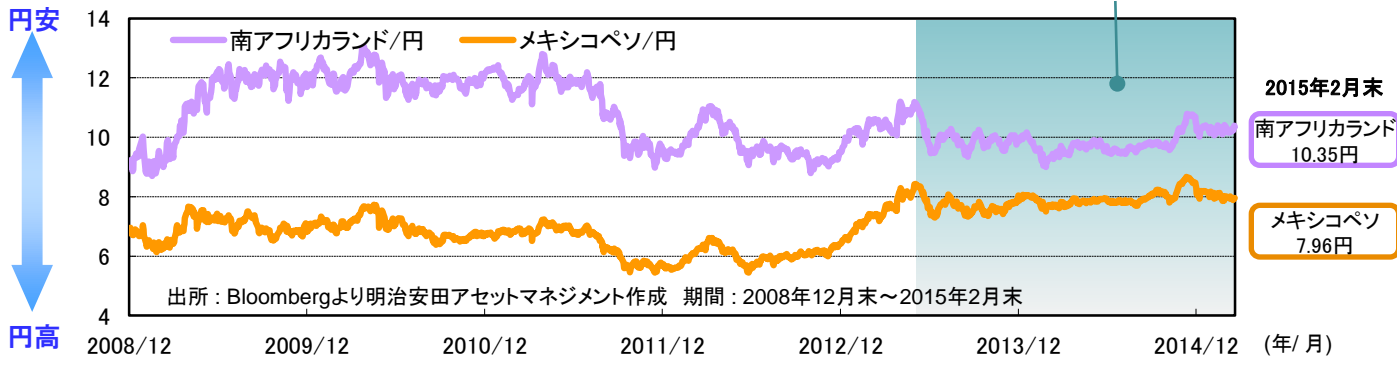
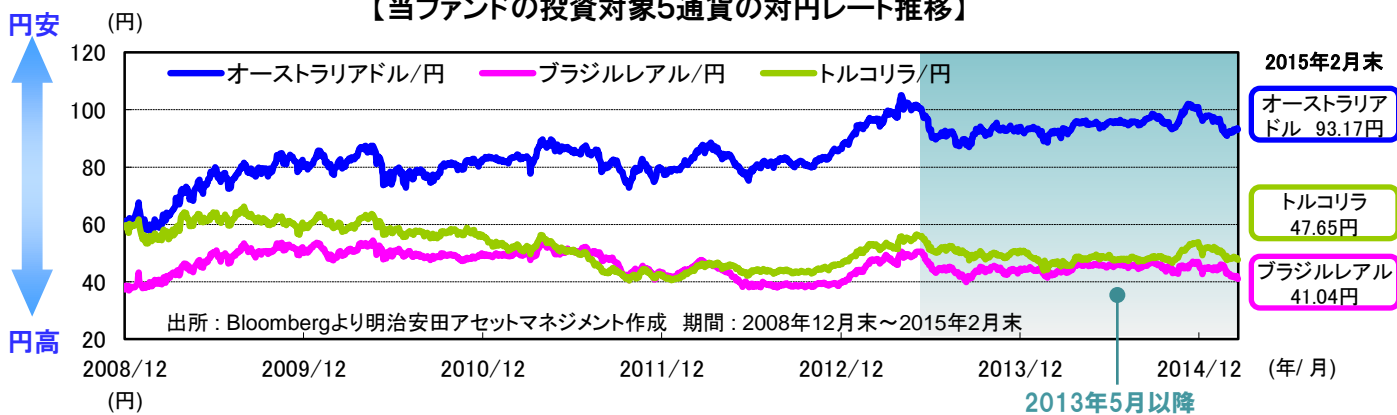
※上記は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

Q3：市場動向について教えてください。

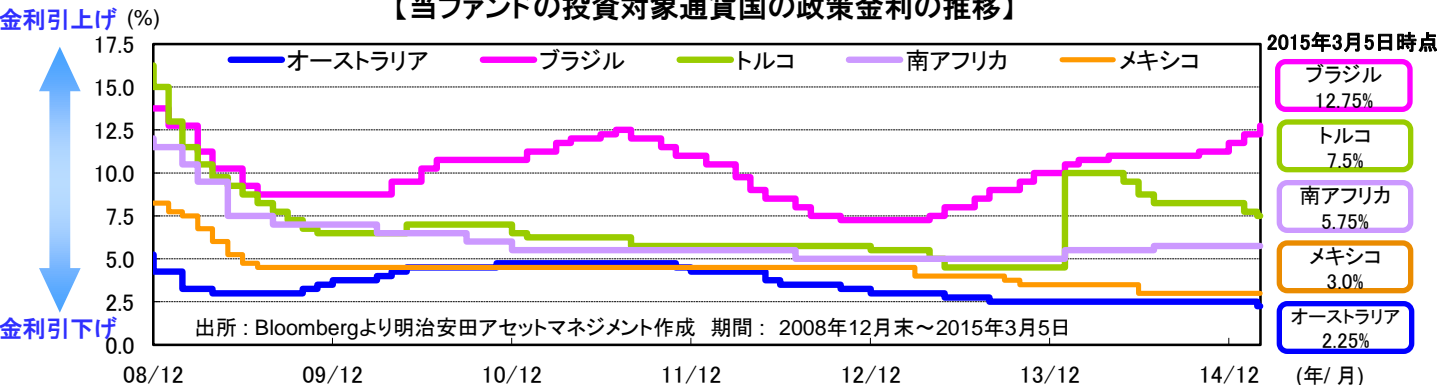
為替面では、2013年5月から6月にかけて米国の量的金融緩和政策の縮小観測により新興国からの資金流出が強まり、当ファンドの投資対象通貨も円高が進みました。2015年に入ってもウクライナや中東での地政学リスクに加え、原油価格の急落を受け、新興国通貨や資源国通貨が米ドルに対し下落基調が続くなど、新興国通貨の不安定な動きが継続しています。

金利面では、当ファンドの投資対象通貨であるブラジルではインフレ抑制や自国通貨安を防ぐために政策金利を引き上げる動きがみられる一方、トルコでは政策金利を引き下げ、また、オーストラリアやメキシコの政策金利は低水準に留まっており、世界的な金融緩和の流れから当ファンドの投資対象国の金利は総じて低下する傾向にあります。

【当ファンドの投資対象5通貨の対円レート推移】



【当ファンドの投資対象通貨国の政策金利の推移】



※上記は、過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

Q4：今後の見通しについて教えてください。

新興国通貨および資源国通貨の今後については、経済ファンダメンタルズの悪化が警戒されたことで下落しているため、当面は不安定な動きが継続すると思われます。

しかしながら、足元では、主な輸出先である欧州で景気が底堅い動きをみせ始めるとともに金融緩和の強化策として量的緩和が開始されたこと、中国では先頃開かれた全国人民代表大会で7%前後の成長を目指すことが表明されたことなど、為替市場におけるマインドの改善もみられます。既に新興国、資源国の中でもメキシコ、トルコ、南アフリカでは景気の底入れ感が出始めており、さらには2月後半以降、通貨下落の原因とも思われたエネルギー・資源価格が落ち着きをみせ始めていることなどもあって、他の新興国、資源国でも徐々に経済ファンダメンタルズが持ち直しに向かうことが期待されます。

これら各国の緊急時の対外支払い能力を示す外貨準備高の水準は、アジア通貨危機やリーマンショック時と比べても潤沢で強固となっています。短期的には支払いに支障をきたすことはないと考えています。

新興国・資源国通貨は回復まで今しばらくの時間を要すると考えられますが、景気の回復とともに徐々に持ち直す動きに入るものと考えています。

(ご参考)ファンド概況(2015年3月 月次運用レポート)

<ファンドの概要等>

(2015年3月24日時点)

設定日	2008年12月10日
決算日	毎月24日(休業日の場合は翌営業日)
基準価額	7,593円
純資産総額	82.81億円

<基準価額の騰落率>

(2015年3月24日時点)

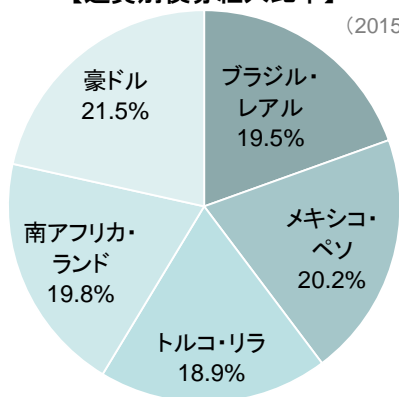
1カ月前比	-1.22%
3カ月前比	-4.73%
6カ月前比	-0.44%
1年前比	+8.06%
3年前比	+18.05%
設定来	+63.64%

※基準価額の騰落率は税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

※設定来の基準価額の騰落率は、10,000円を基準として算出しています。

【通貨別債券組入比率】

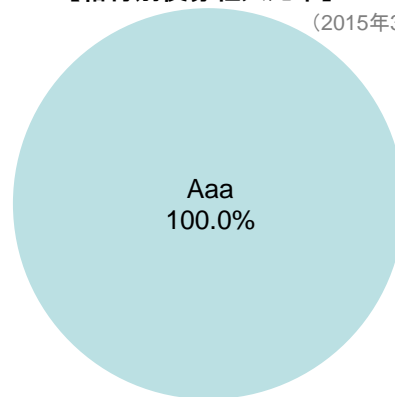
(2015年3月24日時点)



※組入比率は組入債券の評価金額合計に対する割合。

【格付別債券組入比率】

(2015年3月24日時点)



※組入比率は組入債券の評価金額合計に対する割合。
 ※格付はムーディーズ・インベスターズサービスによる格付を採用。

Q4：今後の見通しについて教えてください。(つづき)

ブラジル

景気低迷に加え、以下の不安材料があります。①急伸したインフレ対策としての金融引き締め、②格付維持(投資適格)のための緊縮財政、③資源価格下落による輸出環境の悪化。①については、インフレ率が今年1月に同国が採用しているインフレターゲットの上限を超えて上昇したため、金融緩和が遠のいたとみられます。②については、新財務相は歳出削減、増税等を推し進めていますが景気回復がなければ限界もあります。③については、原油、鉄鉱石等の資源価格は短期間で持ち直すことが困難とみられます。

ブラジル・レアルは、下落場面では政府・中央銀行の自国通貨買いに支えられると予想されますが、当面は反発も限定的と思われる。

メキシコ

景気は最悪期を脱しつつあるようにみえます。経済成長率も前期から加速し、+2%台後半(前年同期比)まで戻しています。

一方で不透明材料としては原油価格の動向が挙げられます。原油の輸出収入は同国の財政収支に、価格動向はエネルギー開発投資に影響を与えると考えられます。また、原油価格の動向は今後も為替レートに多大な影響を与えることが予想されます。資本流出の懸念は幾分後退しましたが、メキシコ・ペソは主要通貨に対して上値の重い展開が予想されます。

トルコ

景気は持ち直しつつあるようにみえます。2014年第3四半期には+1.7%(前年同期比)まで低下していましたが、トルコ財務相は2015年の成長率は+4%まで回復するとの見通しを公表しています。不安視されている経常赤字について、2014年はエネルギー価格の下落等で改善が続くとみられます。

金融政策については、大統領は金融緩和を強く要請していますが、インフレ率が高止まりしているため安易な利下げは資本流出を招く恐れもあります。トルコ・リラはこのところの動きをみると、中東・シリア情勢やIS(イスラム過激派組織「イスラム国」)の支配地域拡大など地政学リスクに対する耐性を強めていますが、引き続き上値の重い神経質な展開を続けるとみえています。

南アフリカ

足元の景気については、製造業PMIが前月から上昇し、同生産は市場予想を上回りました。失業率は前期から低下し、小売売上高は前年比で市場予想を上回る伸びとなりました。インフレ率は原油価格下落の影響から低下傾向がみられていますが、食品・エネルギーなどを除くコアでは高止まっていることなどもあり、中央銀行は利下げに対して慎重とみられます。

金融政策については引き続き、インフレ動向を注視しつつ、景気にも配慮した運営が続けられるとみえています。南アフリカ・ランドは、電力不足の景気に対する影響が懸念されていますが、政策金利が当面は高い水準に維持されるとみられることから、レンジ内で推移するとみえています。

オーストラリア

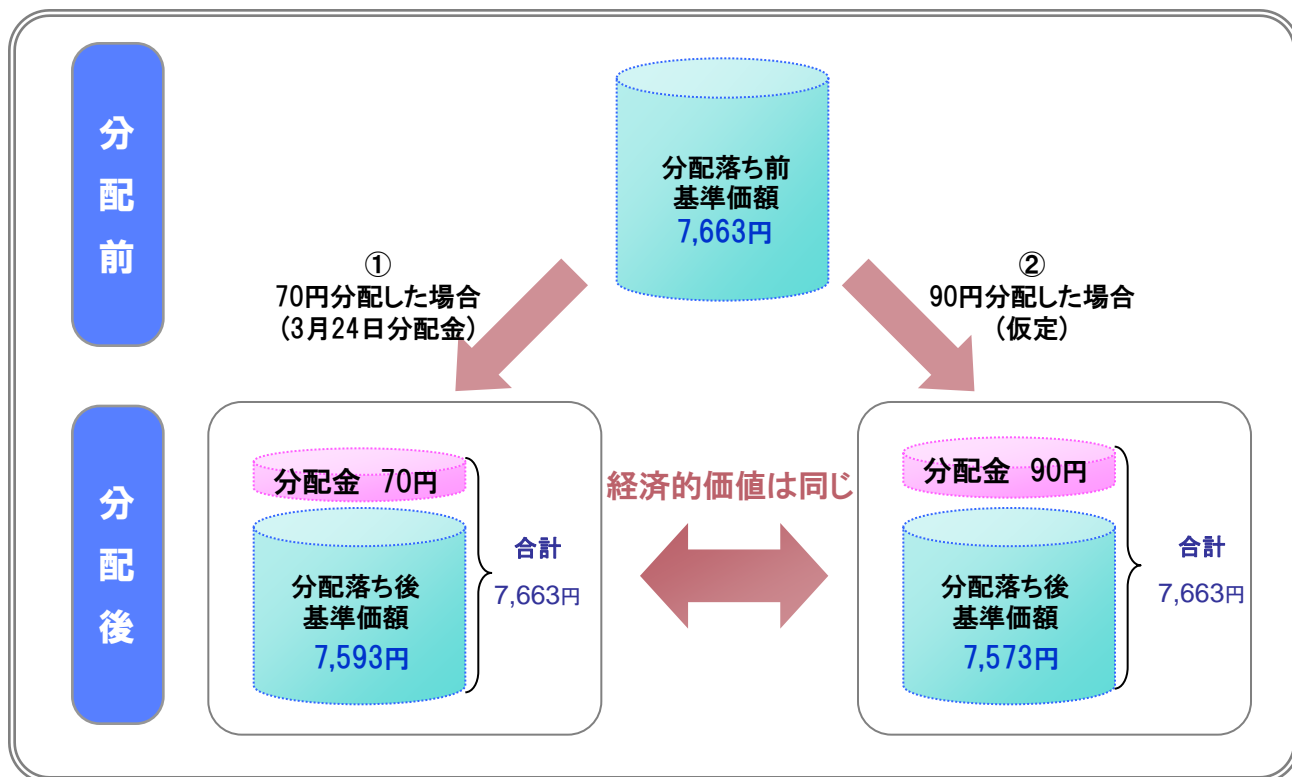
緩やかな経済成長が続いていますが、7~9月期の成長率は+2.7%(前年同期比)と過去のトレンド(+3%程度)よりも幾分下方にあります。家計部門では個人消費等は好調でしたが、住宅市場に陰りが出ていることや失業率の上昇傾向についてもオーストラリア準備銀行(中央銀行)は問題視しており、賃金に下落傾向がみられるなど、今後消費に減速感が広がるとみられます。

当面、準備銀行は利下げ効果を見守る姿勢と予想されます。早期に手を打ったことで景気の一段の減速は避けられると思われます。市場では一部に追加利下げを予想する向きもあります。ただ現在のオーストラリア・ドルの水準が高いとする当局の考えは変わっておらず、底打ち感が出るまで主要通貨に対して上値の重い状態が継続すると考えられます。

Q5：分配金を引下げると、基準価額はどうなりますか？

分配金はファンドの運用成果の一部として決算日に信託財産の中から、受益者の皆さまにお支払いするものです。したがって決算日に分配金を支払った場合には、それに応じて基準価額が変わります。つまり、今回分配金を20円引下げましたが、この引下げ相当分はファンド内に留保され、分配金落ち後の基準価額は分配金を引き下げない場合と比べ20円高くなります。

分配金と分配落ち後の基準価額の合計を下図の①、②のケースで比較すると、分配落ち前の基準価額と同じです。即ち、①と②のケースの経済的価値は同じであり、①のケースは、お受取りになる分配金が少なくなる反面、基準価額は高めになります。一方、②のケースは、お受取りになる分配金が多めとなる反面、基準価額は低めになります。



※基準価額の数値は2015年3月24日決算の数値を使用しています。

※分配金は、1万口当たり、税引前の金額で表示しています。税金による影響は考慮しておりません。

Q6：今後、分配金を変更することはありますか？

分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。したがって、運用環境の変動等により分配金額を変更する可能性があります。

当ファンドでは、毎月24日(決算日が休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

《投資信託で分配金が支払われるイメージ》

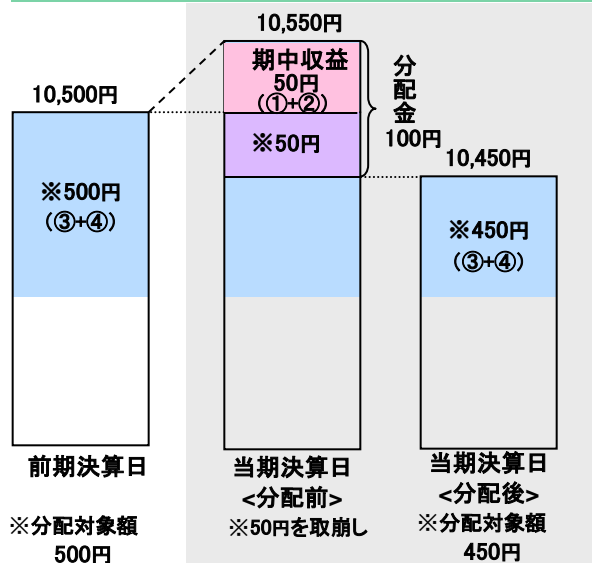


*上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです -

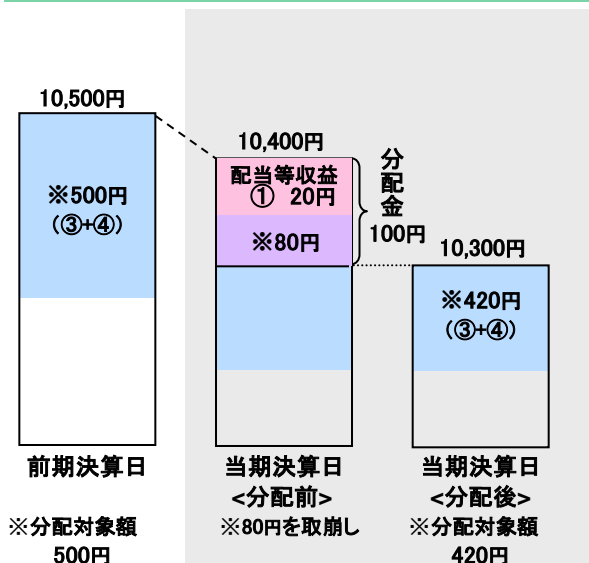
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)



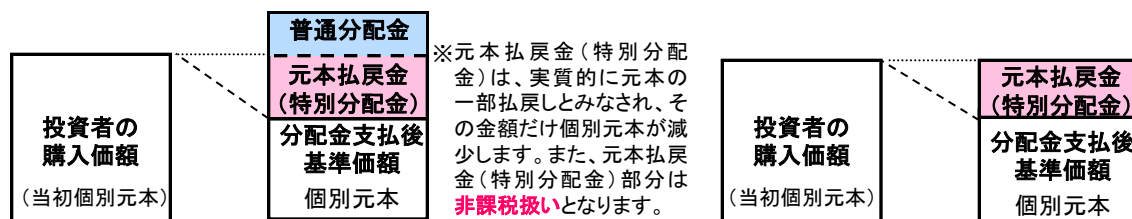
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりや小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。(特別分配金)

(注) 普通分配金に対する課税については、「投資信託説明書(交付目論見書等)」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

ファンドの投資方針・特色およびご注意事項

《ファンドの投資方針・特色》

- 新興国通貨建国際機関債マザーファンドおよび豪ドル債マザーファンドへの投資を通じて、世界の国際機関債等へ投資をすることにより、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。
- 各マザーファンドを通じて投資する国際機関債等は、原則として、取得時においてAAA格相当の格付けを取得しているものに限りします。
- 新興国通貨建国際機関債マザーファンドおよび豪ドル債マザーファンドを通じて投資する各国通貨への実質投資比率は、原則として均等配分とします。なお、基本配分比率には一定の許容幅を設け、一定以上乖離した場合にはリバランスを行います。
- 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
- 毎月24日(決算日が休日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、収益配分方針に基づき分配を行います。ただし、必ず分配を行うものではありません。

《投資信託ご購入時の注意事項》

- ファンドの取得のお申込みを行う場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず投資信託説明書(交付目論見書)で内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。
- 投資信託の信託財産に生じた利益および損失はすべて投資家の皆さまに帰属します。
- 投資家の皆さまの投資元本は金融機関の預貯金と異なり保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込むおそれがあります。
- 投資信託への投資にあたっては、投資家の皆さまに、購入時手数料や信託財産留保額のほか、信託財産を通じて間接的に運用管理費用(信託報酬)、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等のコストをご負担いただきます。
- 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

《当資料ご利用にあたってのご留意事項》

- 当資料は、当ファンドの運用状況等をお知らせすることを目的に明治安田アセットマネジメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、今後予告なしに変更されることがあります。また、資金動向、市況動向等によっては、投資方針どおりの運用が行えない場合があります。
- 当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づいて作成しておりますが、正確性・完全性を保証するものではありません。

●設定・運用は



商号等 / 明治安田アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号
加入協会 / 一般社団法人投資信託協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会

フリーダイヤル 0120-565787
(営業日の午前9:00~午後5:00)
ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

【投資リスク】 ※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

■ 基準価額の変動要因

高金利国際機関債ファンド（毎月決算型）は、マザーファンドを通じて、債券（公社債）など値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、**金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。**

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

債券価格変動リスク	債券(公社債等)の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
カントリーリスク	投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。また、新興国への投資は一般的に先進国と比べてカントリーリスクが高まる場合があります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

【手続・手数料等】

■ お申込メモ ※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額です。(基準価額は1万口当たりで表しています。以下同じ) ※基準価額については販売会社または委託会社までお問合せください。
購入代金	販売会社が指定する期日までに販売会社においてお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額です。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購入・換金申込不可日	ニューヨークの銀行、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ロンドン証券取引所、シドニーの銀行、オーストラリア証券取引所のいずれかが休業日の場合。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた申込みの受け付けを取消しができるものとします。
信託期間	無期限(2008年12月10日設定)

繰上償還	受益権の口数が30億口を下回るようになった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎月24日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。お取扱可能なコース及びコース名称は販売会社により異なる場合があります。
信託金の限度額	1,000億円
公告	原則、電子広告により行い、ホームページ(http://www.myam.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	5月および11月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除・益金不算入制度の適用対象外です。

■ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用																
購入時手数料	購入価額に 3.24% (税抜3.0%) を上限として販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。 ※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。詳細については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。															
信託財産留保額	ありません。															
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																
運用管理費用(信託報酬)	<p>ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.188% (税抜1.1%)の率を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)の実質的な配分は次のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配分</th> <th>料率(年率)</th> <th>役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.54% (税抜0.5%)</td> <td>ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.594% (税抜0.55%)</td> <td>運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.054% (税抜0.05%)</td> <td>ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1.188% (税抜1.1%)</td> <td>運用管理費用(信託報酬) ＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率</td> </tr> </tbody> </table> <p>・運用管理費用(信託報酬)は毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支払われます。</p>	配分	料率(年率)	役務の内容	委託会社	0.54% (税抜0.5%)	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価	販売会社	0.594% (税抜0.55%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	0.054% (税抜0.05%)	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	合計	1.188% (税抜1.1%)	運用管理費用(信託報酬) ＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率
配分	料率(年率)	役務の内容														
委託会社	0.54% (税抜0.5%)	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価														
販売会社	0.594% (税抜0.55%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価														
受託会社	0.054% (税抜0.05%)	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価														
合計	1.188% (税抜1.1%)	運用管理費用(信託報酬) ＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率														
その他の費用・手数料	<p>・信託財産の監査にかかる費用として、監査法人に純資産総額に対し年0.0054% (税抜0.005%)の監査費用を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行等に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。</p> <p>※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。</p>															

※当該手数料等の合計額については、ご投資者の皆様様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金 ※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の表は、個人投資者の源泉徴収時の場合の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して・・・・・・ 20.315%

- ・上記は、2015年2月末現在のものです。
- ・少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、2014年1月1日以降の非課税制度です。当制度をご利用の場合、詳しくは販売会社へお問い合わせください。
- ・法人の場合については上記とは異なります。
- ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

【委託会社その他の関係法人の概要】

- 委託会社(委託者) 明治安田アセットマネジメント株式会社
ファンドの運用の指図等を行います。
- 受託会社(受託者) 野村信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- 販売会社 下表の販売会社一覧をご覧ください。

【販売会社】

- お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

	販売会社名	登録番号	加入協会
銀行	株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	株式会社名古屋銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第19号	日本証券業協会
	株式会社但馬銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第14号	日本証券業協会
	株式会社栃木銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第57号	日本証券業協会
	株式会社東京スター銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第579号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	株式会社愛媛銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第6号	日本証券業協会
	株式会社静岡中央銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第15号	日本証券業協会
証券会社	楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号 商品先物取引業者	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会
	株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会
	日産センチュリー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第131号 商品先物取引業者	日本証券業協会 一般社団法人金融先物取引業協会 日本商品先物取引協会
	明和証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第185号	日本証券業協会
信用組合	全国信用協同組合連合会 ※	登録金融機関 関東財務局長(登金)第300号	

※全国信用協同組合連合会との間に取交わされた「証券投資信託受益証券の取次ぎに関する契約書」に基づいて、取次登録金融機関(信用組合)の本支店または出張所においても募集等の取次ぎを行います。